

第8回田浦地域小中学校教育環境整備検討協議会 会議録

1 日 時 令和6年(2024年)2月8日(木) 19:00~20:30

2 場 所 長浦コミュニティセンター 集会室兼体育室

3 出席委員 11名

4 事務局等	教育総務部	部長	古谷 久乃
	学校教育部	部長	川上 誠
	教職員課	課長	筒井 宣行
	学校管理課	課長	二見 裕
	教育指導課	課長	鈴木 史洋
	支援教育課	課長	小谷 亜弓
	教育政策課	課長	飯田 達也
	教育政策課	主査	大堀 圭輔
	教育政策課	主任	高品 慎介
	教育政策課	担当者	松本 勇人

田浦行政センター 館長 柳井 栄美 (オブザーバー)

5 傍聴者 4人

6 議事内容

○飯田教育政策課長(事務局)

定刻となりましたので、第8回田浦地域小中学校教育環境整備検討協議会を始めます。
本日、「地域別小中学校教育環境整備検討協議会の傍聴に関する実施要領」に基づき、
4名の傍聴がいます。

次に会議録については公開します。会議録作成のために、録音します。

委員の皆さま、よろしいでしょうか。

《 各委員から異議なしの声 》

「地域別小中学校教育環境整備検討協議会設置要綱」第4条第2項の規定により、本協議会の開催に当たっては、半数以上の委員の出席が必要となりますが、本日は、12人中11人が出席されていますので、本協議会は成立しています。

それでは、これより進行を委員長にお願いしまして、議事を進めていただきます。
よろしく申し上げます。

○委員長

今まで協議を重ねてきたことが、次の段階に入っていくと思います。

本日の地域別協議会で、統合に向けたスタートに繋がるご意見やご質問を出し切っていただき、次の方にバトンタッチしてスタートした中で生きる形にしたいと思います。

この後説明があると思いますが、忌憚ないご意見やご質問をお願いしたいと思います。

それでは、1 田浦小学校と長浦小学校の統合について、事務局から説明をお願いします。

○高品教育政策課主任（事務局）

それでは、資料「田浦小学校と長浦小学校の統合について」、説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

ページ数については、資料の右下に記載しております。

まず、「1 本日の協議会について」、説明いたします。

教育委員会は、令和4年3月に策定した「横須賀市教育環境整備計画」に基づき、学校規模の小規模化、学校施設の老朽化及び通学区域に関する課題等の解決に向け、市立小中学校の教育環境の整備の検討を進めており、令和6年1月11日に総合教育会議での市長との協議を経て、教育委員会会議において、令和7年4月1日に田浦小学校と長浦小学校を統合することを決定いたしました。

つきましては、まず、事務局より、方策の決定、通学の安全確保や学校名の検討等の今後の進め方について説明を行わせていただき、説明後、皆様からのご質問やご意見をお伺いさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、総合教育会議について、説明します。

スライドページ3をご覧ください。

「2 横須賀市総合教育会議について」です。

横須賀市総合教育会議とは、市長と教育委員会が連携して教育行政の推進を図ることを目的とし、市長・教育長・教育委員で構成されたものです。

令和6年1月11日に開催された横須賀市総合教育会議において、横須賀市立小中学校適正配置審議会からの答申のとおり、田浦小学校区を長浦小学校区へ編入する方策を実施するべきであるという方向性が示されました。

また、方策の実施にあたっては、通学の安全確保等、行政として必要な対応を全市的に行っていくことを市長と教育委員会の間で確認しました。

スライドページ4をお開きください。

「総合教育会議での意見の概要について」です。

「1. 通学について」に関する意見は、

- ・通学路については、一番心配する点であり、安全確保の対策が必要である。

「2. 統合について」に関する意見は、

- ・適正規模での教育を推進すべきであり、小規模の課題に対応した答申内容を支持する。
- ・学校施設の老朽化やレッドゾーンの問題についても、後回しにしては子どもたちが安心して安全に学べる教育環境とは言えないので、可能な限り速やかに教育環境を整備することが必要である。
- ・答申の付言については、確実に協議、検討していくことが重要である。
- ・教育委員会として、まずは適切な教育環境の整備を行い、その上で行政として必要な対応については、全市的に行っていきたい。

「3. 教育内容について」に関する意見は、

- ・教育のあるべき姿は、子どもたちに生き抜く力を身につけさせることである。
- ・予想が難しい時代に生きていく子どもたちには、新たな価値の創造や未来を切り開く力が一層必要になる。
- ・主体的、多様な深い学びとして、多様な体験を取り入れ、自身の考えを深める学習が求められる。
- ・集団のルールや、チームワークを体得する体育などの授業においては、学習課題に粘り強く取り組むことや、地域の中で自制心が必要な場面では、ほかの子どもの存在が大きな成長につながり、多くの人と協力しあいながら生きるための基礎が、学校教育の中に求められる。
- ・複雑で予測困難な時代の中で、学校教育には、児童生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の作り手となるよう、その資質、能力を育成することが求められる。
- ・コロナによる学校の臨時休校等これまでに経験したことのないことに遭遇した。その中で、学校は単に学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達、成長を保障する役割や人と安全・安心につながるができる居場所、セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという役割をも担っていることを再認識した。
- ・学習指導要領においては、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、子どもたちの資質、能力を育成することが推進されている。
- ・協働的な学びでは、同じ空間で時間を共にすることで、お互いの感性や考え方等に触れ、刺激しあうこと、人間同士のリアルな関係作りが、社会を形成していく上で重要であり、それには、学校行事や体育等での集団構成など、ある程度の集団が必要である。

「4. 地域について」に関する意見は、

- ・自然環境、歴史、文化など教育資源が豊富であり、今後も活用できるようにしていただきたい。
- ・跡地利用や校名等についての今後の進め方等、地域の方々や関係者と一緒に考えていきたい。

といった意見が出ています。

スライドページ5をご覧ください。

「3 教育委員会会議について」です。

教育委員会事務局は、令和6年1月11日に開催された教育委員会会議にて議案第1号

「市立田浦小学校と市立長浦小学校を統合することについて」を提出し、採決の結果、原案どおり可決されました。

決定事項は記載のとおり、

- (1) 田浦小学校と長浦小学校を統合し、通学区域は、現在の田浦小学校と長浦小学校の学区を合わせたものとする。
- (2) 統合後は、長浦小学校を使用すること。
- (3) 小規模化と学校施設の老朽化への対応は喫緊の課題であるため、統合時期は、令和7年4月1日となります。

スライドページ6をお開きください。

「教育委員会会議での意見の概要について」です。

各委員より

- ・令和7年4月1日までのスケジュールを示してほしい。
- ・準備不足のまま統合しないよう、準備を徹底していただきたい。
- ・学校名、併せて校歌等々、学校の今までの歴史も踏まえた上で、地域住民の方々、児童、保護者と一緒に、どういう形で決めていくのかをしっかりと検討いただいた上で、両校の合同学校運営協議会を開催しながら進めていっていただきたい。
- ・現場の教職員の負担軽減のため、しっかりとバックアップをすること。
- ・統合準備の経過を随時、教育委員へ報告すること。
- ・総合教育会議において、市長からも支援の旨の発言をいただいたので、できる限りの最善の努力をし、時間的にも何年も先に延ばすことができない状況にあるということを鑑みながら、確実に進めること。

といった意見が出ています。

以上が、今回の統合が決定となった経緯となります。

続きましてスライドページ7をご覧ください。

令和7年4月統合に向けた「今後の進め方について」です。

「(1) 通学の安全確保について」は、現在の田浦小学校区においては、統合後、これまでより通学距離が長くなることから、教育委員会が通学の安全確保にかかる対応策を令和7年4月1日から講じます。

現在、路線バスの通学費の助成を基本とし、関係各所と調整を行っています。

また、ご意見をいただいている通学路の危険箇所等への懸念事項については、関係部署と連携し、対応していきます。

「(2) 学校教育目標・教育課程・校務分掌・行事等の検討・調整」は、教育課程や行事等については、これまでの事例を参考とし、統合時に必要だった調整事項を両校の校長先生と確認しながら、令和7年4月の統合へ向け、検討・調整を進めます。

「(3) 児童の事前交流の検討・実施」は、教育委員会・学校・学校運営協議会が協議を行い、随時、実施します。

続きまして スライドページ8をお開きください。

「(4) 学校名の検討・決定」についてです。

横須賀市立小中学校適正配置審議会の答申において、学校区を編入するという表現となっておりますが、編入とは、あくまでも学校区を編入し、長浦小学校の校地を利用するということであり、形としては学校同士の統合であるということによってこれまで議論が行われて

きました。

また、付言として「両校の児童が円滑に新たな環境で学べるようにすること」とあり、こちらについては、両校の児童に配慮し、スムーズに統合を進めるようにというご意見をいただいています。

そのため、田浦小学校と長浦小学校の児童、保護者、地域が対等な関係で統合するという考え方から、学校名の検討は必要であると考えています。

学校名の決定方法については、学校、保護者、地域の意見を聞いた上で、両校の学校運営協議会に諮りながら進め、教育委員会が決定します。その後、「市立学校設置条例」の改正（学校の名称の変更等）の議案を令和6年9月市議会へ提出予定です。

「市立学校設置条例」とは本市の学校の名称及び位置を定めている条例です。この条例の抜粋を記載していますが、ご覧のとおり、全ての本市の学校と位置が記載されていますので、この記載の改正案を市議会に提出するということになります。

これまでの本市の統合の事例では、児童、保護者、地域から公募したアイデアの中から学校名を決定したことがあります。具体的には、青葉小学校と坂本小学校が統合し、桜小学校となっています。

続きまして、スライドページ9をご覧ください。

「(5) 閉校に向けた式典等準備・検討」は、教育委員会・学校・学校運営協議会が協議を行い、準備・検討を進めます。

「(6) 学校開放関係の検討・調整」は、教育委員会・市他部局が学区体育振興会等の関係団体と協議・調整を行い、統合後の学校開放の運営方法等を令和7年3月までに決定します。

「(7) PTA交流・新組織検討・調整」は、関係各所と協議を行い、令和7年4月の統合へ向け、検討・調整を進めます。

「(8) 跡地利用の協議・検討」は、財務部が中心となり、地域の皆様のご意見をお伺いしながら検討を進めていきます。

なお、これまでにいただいた跡地の利用に関するご意見につきましては、教育委員会から関係部署へ情報共有をしています。

なお、(1)～(8)のほか、統合にかかる配慮すべき事項については、学校、保護者、地域と協議し、両校の学校運営協議会に諮りながら進めていきます。

続きましてスライドページ10をお開きください。

「学校運営協議会の開催について」は、両校の学校運営協議会を合同で開催し、協議・検討を行います。

学校運営協議会とは、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民と学校が目指す子ども像や学校像を共有し、学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民との協働を図り、児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的とし、構成員は、保護者・地域住民・対象学校の運営に資する活動を行う者・対象学校の校長、対象学校の教職員・学識経験者・関係行政機関の職員・その他教育委員会が適当と認める者となっています。

主な役割は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する・学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定

める事項について、教育委員会に意見を述べることができます。

本市においては、令和4年度から全小中学校・高校・ろう学校・養護学校にそれぞれ学校運営協議会を設置しています。

続きましてスライドページ11をご覧ください。

「5 地域説明会の開催について」です。

記載のとおり、地域説明会を2回開催し、通学の安全確保や学校名の検討等の今後の進め方について説明の上、改めてご質問やご意見をお伺いいたします。

続きまして、スライドページ12をお開きください。

「6 これまでに皆様からいただいたご意見等について」です。

令和6年1月31日までにいただきましたご意見等については、

- ・令和5年3月定例議会 請願第1号 田浦小学校の存続について
- ・メールやファックス等によりいただいたご意見 計69件
- ・田浦小学校の統廃合に反対する156人分の電子署名 1件
- ・令和5年12月に開催した地域説明会については、市ホームページに当日の会議録を掲載しています。

いただきましたご意見については、総合教育会議及び教育委員会会議の委員の皆様へすべて報告しています。

今回の統合は、それを踏まえ、決定されたものとなります。

以上で、資料の説明を終わります。

○委員長

それでは、ただいま事務局から説明がありました内容について、ご質問やご意見がありましたら、挙手をお願いします。

この会議としては、最終のご意見やご質問いただく場ですので、ぜひ統合に向けての発展的なご意見をいただければと思います。

○委員

今までの地域別協議会の中で、学校運営協議会という文言が数多く出てきています。

長浦小学校の学校運営協議会で、田浦小学校と長浦小学校の統合について話し合ったということはありません。あくまでも長浦小学校の運営について、校長や教頭を交えてやってきました。

そのため、統合については委員の認識が合っていないように感じます。

地域説明会はあるようですが、学校運営協議会委員の現状認識といったところが少し心配なので、どのように進めていったらいいか、ご指導いただければと思います。

○大堀教育政策課主査（事務局）

今後、学校運営協議会を合同で開催し、各種協議を行っていきます。その前段として、各小学校において2月と3月に開催される通常の学校運営協議会に事務局が伺い、今後の進め方等についてご説明したいと思っています。

田浦小学校は2月27日、長浦小学校は3月12日に開催予定ということですので、そこに伺い、今後のご説明をしたいと思います。

○委員

6ページの意見の概要の中に、「現場の教職員の負担軽減のため、しっかりとバックアップ」とあります。

一年間で準備をするということですが、教職員はほとんど統合の経験がありませんので、非常に心配しているところです。

教育委員会もいろいろな課題があつて大変だとは思いますが、現段階でも授業に注力するための時間を抽出するための負担軽減をしており、いろいろな部分で負担が増えてくると思うので、できる限りのバックアップをお願いしたいと思います。

○大堀教育政策課主査（事務局）

先生方におかれましては、通常の業務ご多忙の中での統合ということであり、統合を経験されている先生もなかなかいないと思いますので、バックアップを万全にしたいと思います。

校長先生と連携を密にして進めていければと考えています。

○委員

いつも言っていることですが、一番は子どもです。

資料に書かれている通学に関する安全というのは、何度言っても足りないところだと思います。

4ページの答申の付言では、「確実に協議、検討」という文言で終わってしまっていますが、これが確実に実施されないと本当に通うという気持ちにはならないと思います。

学校名よりも何よりも一番子どもに関わる場所だと思いますので、確実に安全を担保して、安心して通学するという道筋は崩さないでいただきたいと思います。

○大堀教育政策課主査（事務局）

6ページまでの内容は、統合決定までの経過の内容であり、それまでの各委員、市長、教育委員の発言内容を記載したものです。

それを受けて、7ページに記載のとおり、委員からもあつたように通学の安全が一番大事だということで、一番始めに記載しております。

今後については、「通学の安全確保にかかる対応策を令和7年4月1日から講じます」という記載をしています。

内容については路線バスの通学費の助成を基本としたいと思います。

保護者のお金の面の負担軽減等にかかるご意見もいただいていますので、基本的に全額助成という方向で考えているところです。

○委員

バスにかかる費用ももちろんそうですが、こういった方法で通学するにしても遠距離ですので、マンパワーが必要だと思っています。

子どもの見守りを組織的にできていかないといけない、という思いもありますので、そこを地域と学校でやってくださいということではなく、そのような部分についても教育委員会のリーダーシップを期待しています。

○大堀教育政策課主査（事務局）

子どもの通学の安全確保というのは、最も重要なことだと考えています。

通学補助を基本ということでお示ししていますが、それ以外の通学路の危険箇所等についてもご意見をいただいていますので、それについては、関係部署と連携して対応したいと思っています。

また、今後の懸案事項につきましては、合同の学校運営協議会等でご意見をいただきながら、対応策等を検討していくこととなります。

リーダーシップは当然、教育委員会ですとりますが、地域の皆さまや保護者の皆さま、学校の皆さまにも協力していただきながら、子どもたちのために取り組んでいきたいと思っています。

○委員

3ページに、「通学の安全確保等、行政として必要な対応を全市的に行っていくことを市長と教育委員会の間で確認しました」とあります。

6ページには、「総合教育会議において、市長からも支援の旨の発言」とあります。

1月5日に田浦行政センターで、新春懇親会がありました。

市長もお越しになっていたのですが、田浦小学校の件を何卒よろしくお願ひします、ということをお話しましたが、教育委員会等で決めることなので私は分からないと言われてしまいました。

こういった意図でお話されたのか分かりませんが、私とその周りにいた方には少し疑問符が付きまして。

市長からの支援の旨の発言ということが資料にありましたので、総合教育会議で市長からこういった支援の旨の発言があったのか、財務的な部分なのか、子どものための支援なのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○大堀教育政策課主査（事務局）

発言の内容について、通学の支援に関しては、子どもたちの安全確保に万全を期したく、教育委員会と検討していく、という内容です。通学支援の実施内容については教育委員会で検討するという形であり、現時点では、通学の補助、助成ということで考えており、それを進めるという考えです。

通学に関すること以外にも、行政として必要な対応は全市的に取り組んでいきたい、という発言をしています。全市的というのは、対象地域について関係部署が連携して、全市的に取り組んでいくという趣旨の発言ですので、教育委員会だけでなく、関係部署一丸となって、今回の件に取り組んでいきたいという見解が示されました。

○委員

通学の安全確保に関して、一番の責任者はどなたですか。

市長なのか、教育委員会なのか、万が一ということを考えると、どこに当たるのかを教えてくださいたいと思います。

○大堀教育政策課主査（事務局）

教育委員会だと思っています。

今回の統合に伴って遠距離になるということへの安全確保を実施する必要があると考えていますので、その対策の実施に当たっての責任は教育委員会にあると考えています。

○飯田教育政策課長（事務局）

これまでの地域別協議会において、通学支援に関して、教育委員会としても予算措置というものがある関係で歯切れが悪い答えになっていました。

予算は市長の権限で整理されていますので、そのような意味で総合教育会議において市長からも支援という言葉をいただいたと理解しています。

当然、教育委員会がお子様を預かる以上、責任を持ってリーダーシップをとらなければいけないと思っており、ここについては教育委員会が任されています。ただ、予算については市長の権限になっているので、これが総合教育会議で確認されたというご理解をしていただければと思います。

○委員

6 ページに、「令和7年4月1日までのスケジュールを示して欲しい」という記載がありますが、統合までのスケジュールはでき上がっていますか。

○大堀教育政策課主査（事務局）

統合までのスケジュールについては、過去の事例があります。

例えば、平作小学校と池上小学校が平成25年に統合した際に、どのような内容をどのようなスケジュールでやったかというのは、資料として残っています。

例としては、教育課程の検討について学校で行うべき内容というもの、それぞれ項目立てされながら項目ごとに、どういった時期に検討し、どういった時期に結論を出したのか、というような資料もあります。

これをまずは校長先生にお示しし、調整をお願いしています。

その他の件についても、過去の事例をひもとき、合同の学校運営協議会へお示ししながら、各所属団体にご協力をいただければと思っています。

○委員

地域説明会において、ある程度大枠のスケジュールというものが出ないでしょうか。

○大堀教育政策課主査（事務局）

大枠のスケジュールということだと、資料の7ページ以降に記載があります。

現段階ではこのような記載になりますが、例えば、通学の安全確保については令和7年4月1日から講じます。

教育課程等については各種ありますので、令和7年4月に向けて検討、調整を行うというところでは。

児童の事前交流については、随時実施します。

学校名の検討については、一つの目安として9月の市議会における条例改正等があります。

このように、各項目に記載されているようなスケジュールであり、地域説明会においても、現段階ではこのレベルでのご説明になります。

○委員

一番両校が気になるところは、学校名や校歌等の決め方の話になりますが、具体的にどこがリーダーシップをとって進めるのでしょうか。

自治会として地域の方にいろいろと投げかけるときには、統一されていないと困ると思います。どこがセンターになって展開していくのかを示していただきたいです。

大体の自治会や町内会には地域住民や保護者が入っていますので、バラバラに動くとは非常にまずいです。

センターを作っていただいて、両校に展開していくというのが良いと思います。

○大堀教育政策課主査（事務局）

学校名等の検討につきましては、資料の8ページに記載があります。

田浦小学校の皆さまと長浦小学校の皆さまが対等な関係で統合をするのが望ましいという考えから、学校名の検討が必要であると考えています。

最終的には教育委員会が学校名を決定することにはなりますが、その前段として、学校や保護者、地域の方々、子どもたちのご意見を伺った上で、決めていくのが良いと考えています。

教育委員会が学校名を変えてほしい、変えないでほしい、ということではなく、地域の皆さまがどのようにお考えになるかというところで、考えていきたいと思っています。

ただ、過去の事例を見ても、地域の方だけではなかなか決まらないという状況がありました。

あくまで一つの方法として例示するとすれば、教育委員会から地域の皆さまや子どもたちに公募という形で学校名を募集した上で、合同の学校運営協議会で候補を絞っていただき、そこで一つに絞られるのであれば、それが地域の皆さまのご意見になると思います。

絞りきれないということであれば、いくつかまで絞っていただいた上で、最終的に教育委員会が決定するという流れが良いのではないかと考えています。

これはあくまでも一つの例ですので、そういった決定までの流れも含めて、最初の合同の学校運営協議会でお伺いしながら決めていきたいと考えています。

○委員

児童、保護者については、展開する機関は学校でよろしいですか。
地域は自治会、町内会ということではよろしいですか。

○大堀教育政策課主査（事務局）

それぞれの代表の方がいる、合同の学校運営協議会を検討の場にするという形になります。

バラバラに検討していただくということではありません。

○委員

4 ページに記載がある「総合教育会議での意見の概要について」というのは、田浦小学校と長浦小学校が統合することについて話し合ったときに出た意見ですか。

○大堀教育政策課主査（事務局）

田浦地域だけではなく、走水・馬堀地域の話も同時並行で進んでいますので、それらを総括して、教育環境整備の推進という題目で行われた会議です。

○委員

そうすると、どうして通学についての意見が一文で終わっているのか疑問です。

いろいろな意見をまとめるとこうなるのかもかもしれませんが、教育内容についてというのはあまり統合と関係ないことで、今のままでもできることも含まれていると思います。

通学についての意見が一文だけで終わっているのは、この会議に出席した方に、私たちが今までもごく心配していたことが伝わっているのか、という不安を感じました。

統合について話し合われているのであるならば、もう少し重要なことがあり、私たちが言っていたことについては伝わっていたのか疑問に感じました。

通学について、どのような意見が出たのかをもう少し詳しく教えていただきたいです。

○大堀教育政策課主査（事務局）

資料に記載されているのはあくまでも概要です。

何名かの教育委員、市長がそれぞれ通学に関する発言をされているというところをご理解いただきたいと思います。

また、総合教育会議は、教育委員会で統合が決定する前に開催された会議ですので、この時点で統合は決定していません。決定する前段でお話がなされたという時系列がありまして、教育内容、教育環境、横須賀市を取り巻く状況、市立小中学校を取り巻く状況という総合的な話の中で、それぞれの委員から所見が述べられました。

審議会で答申が出ている中で、統合するのであれば、このような通学の支援が必要であるとの所見が示されています。

総合教育会議における市長、教育委員の所見を踏まえて、後に行われた教育委員会の定例会で、議案として統合が決定したという経緯があります。

○委員

統合が決まった後の具体的な意見というのは、そのあとのページの内容ですか。

○大堀教育政策課主査（事務局）

教育環境に関する、それぞれの教育委員の所見というのは、総合教育会議で述べられている状況です。

それらの所見や、これまで皆さまからいただいた意見に基づいて、最終的に教育委員会で、議案として決定したのが今回の統合ということになり、その中で出た意見が6ページの内容になります。

喫緊の課題として、令和7年4月1日の統合ということですが、準備不足がないように、準備を徹底して欲しいというご意見として、ご指示をいただいています。

○委員

この一文に集約されているのかもしれませんが、統合が決まる前だったとしても、一文だけというのは不安な気持ちがぬぐえません。

○飯田教育政策課長（事務局）

資料として、「通学路については、一番心配する点であり、安全確保の対策が必要である」という一文に集約したことで少し誤解を招いているように思います。

総合教育会議の中でも、教育委員から通学の安全性確保の必要性は、多く言われています。

また、総合教育会議や教育委員会1月定例会以前にも、事務局から教育委員へさまざまな報告をしています。その中でも教育委員からは通学路の心配というのは、いの一番にされていまして、誤解を招くような表記の仕方だったように思いますが、ご心配についてはしっかりと教育委員に伝わっています。

○委員

総合教育会議に市長が参加をされて、教育委員会の方で市長のご支援の旨の発言をいただいたということなので、予算をしっかりと付けていくことになると思います。

通学路という私たちが一番懸念していた部分であり、一番目に書かれている部分については、大事にしていきたいと思います。

また、今後の進め方については、通学費の助成を基本ということで、是非はあると思いますが、少し進んでいるように感じました。

支援の旨の発言をいただいたところを守っていただきながら、予算立てが一番大事になってくると思うので、その確保をお願いしたいと感じました。

○大堀教育政策課主査（事務局）

通学の安全確保については一番に記載しているように、最も大事だと思っていますので、しっかり対応したいと考えています。

○委員長

私が勤務する学校は主に衣笠駅を使用します。

雪が降った際に、1,000人以上の生徒を4両編成の時間に一度に帰すと混雑してしまうため、16時まで待ってから帰すというルールがあります。

高校生ならばそれでも良いのですが、小学生の場合、バス停の周りの広さ、学校に間に合うバスの時間といったものが影響してくると思います。

そういったことを、小学校の校長先生やPTAの中で具体的なスケジュールに組み込み、見える形になると少し安心感があるのではないかと思います。

○委員

5ページで、「通学区域は、現在の田浦小学校と長浦小学校の学区を合わせたものとします」とあります。

長浦小学校は吉倉町から通っている子どもがいますが、それは長浦小学校ではなくなるのでしょうか。

○大堀教育政策課主査（事務局）

今回の統合に関して吉倉町が長浦小学校でなくなるかということについてですが、通学区域においては、吉倉町は長浦小学校ではなく逸見小学校です。

ただ、指定変更制度というものがあり、特定の条件に該当する方についてのみ、変更が可能になっています。

吉倉町から長浦小学校に通っている子どもはそのような制度を利用して変更していますので、現状も学区としては、吉倉町は逸見小学校区です。

指定変更制度を利用して変更しているお子さんがいることにより、吉倉町から長浦小学校へ通学している子がいる、という状況です。

○委員

港が丘1丁目や田浦町6丁目は、船越小学校のほうが遥かに近いです。船越小学校に変えたいという意見が出るとはと思いますが、変えることはできますか。

○大堀教育政策課主査（事務局）

現状では、何の理由もなく変更できるという制度はありません。

例えば、留守家庭で学童クラブのある学校に行かざるをえない、というような理由があれば変更できます。そういった理由で田浦小学校から船越小学校に変更している方は、港が丘1丁目や田浦町6丁目にいるという状況です。

○委員

来年度に田浦小学校に入学する子が、船越小学校への変更の申請を出している件数や受理されている件数はありますか。

○大堀教育政策課主査（事務局）

数字は持ち合わせていません。

流れとしては、来年度の1年生には就学通知書が11月末から12月初めに届きますので、変更を希望する方はその書類が届いてから3月31日までに変更手続きをします。

○委員

田浦小学校区だけでも船越小学校に通わせよう、という保護者のご意見を聞くので、そういった自由な変更ができるのでしょうか。できる人とできない人がいるのでしょうか。

○大堀教育政策課主査（事務局）

特定の理由に該当する人については変更できる制度ですので、そういった意味ではできる人とできない人がいるというのは事実です。

また、メール等でいただいているご意見の中には、港が丘などは船越小学校の方が近いのでそちらに行けるようにしてほしい、というものもあります。

この地域別協議会において統合後の学区を検討するに当たって、港が丘の学区について話をした時に、地域の活動を分断してしまうという心配があったと思います。

また、通学の支援や通学の安全の確保策を講じるのであれば、距離についてはカバーできるのではないかとというようなご意見もいただきました。

そうした中で、今回の統合における学区は、田浦小学校と長浦小学校を一緒にするという検討をした経緯があります。

船越小学校に変えられるように、という意見については心配事もあります。

一つは船越小学校の教室数の問題で、船越小学校区は開発等を控えており、今後どの程度児童数が増えるか分からない状況の中で変更を認めて良いのか、という部分があります。

他にも、どの地域まで変更を認めるかという、線引きの問題もあります。

また、本人の希望にはよりますが、今まで田浦小学校に通っていた方が別れてしまうという心配もあります。

小規模の課題についても、分断されてしまうと小規模解消の効果が薄れてしまうという心配もあります。

そういった懸念もあり、一方では地域の方々や保護者の考えというのがありますので、ご意見をいただきながら検討したいと考えています。

○委員

田浦小学校区にお住まいの新就学児童の中で、長浦小学校へ通うことを決めたご家庭、船越小学校へ通うことを決めたご家庭があります。

子どもたちもいろいろなことを保護者と話しているようで、現在、田浦小学校に通っている子どもたちの口から、私は船越小学校に行くというような発言も聞こえてきています。

○委員

実際にそういったご家庭があるということになると、いろいろな根底を覆してしまう気がします。

学童等の問題はあると思いますが、良いなら良い、駄目なら駄目としていただかないと、あの人が良くてこの人は駄目ということだと、少し話が変わってしまうと思います。

○大堀教育政策課主査（事務局）

現状、統合に絡んで変更したいという理由で変更はできません。

何らかのご家庭の事情、理由で変更するという事は認められており、これは田浦地域に限らず全市的な基準ですので、そこに対して何かできるというお話ではないかと思えます。

ただ、令和7年4月の年度に向けて、変更できるようにして欲しいというような希望を受けているのは事実なので、そこについてはご意見を伺いながら検討したいと考えています。

○委員

田浦小学校から長浦小学校や船越小学校に変更する方は、統合するから変更するという事なのでしょうか、家庭の事情なのでしょうか。

○委員

変更した理由は学校には分かりませんが、長浦小学校に行く方は田浦町1丁目の方、船越小学校に行く方は、港が丘や田浦町6丁目の方です。

○委員

変更の理由は開示できますか。

○大堀教育政策課主査（事務局）

開示はできません。

ただ、そもそも特定の理由に該当しないと変更ができず、その理由は公開されていません。

公開されている理由のどれかに該当する方ということになります。

その理由に該当する方の中には、統合が嫌だという方もいるかもしれませんが、そもそも変更できる方は理由に当てはまった方です。

○委員

こういった話が出ると、一応申請してみようという人が後を絶たなくなりませんか。

○大堀教育政策課主査（事務局）

変更できる理由は公表していますが、留守家庭、身体的状況、兄弟関係といった家庭の事情なので、一応申請するといっても該当しなければ変更はできません。

○委員

田浦小学校と長浦小学校の校長先生、特に田浦小学校においては、学校がなくなってしまふということが目の前にある子どもたちが、前向きに生活できるよう、日々ご苦労されていることだと思います。引き続き、子どもたちが前を向けるようよろしくお願いしたいと思います。

学区の話もこれが根底なのではないかと思います。

今後の進め方について、学校運営協議会等で地域や保護者の意見等を聞きながら、詳細を決めていくという理解でよろしかったでしょうか。

○大堀教育政策課主査（事務局）

そのとおりです。

○委員

通学の安全確保について、現段階では、路線バスの通学費の助成を基本とするということです。

助成については非常にありがたいことだと思っています。

一方、助成のみで通学の安全が確保されるとは思っておりません。

1年生の児童が夏休み前、道具箱や絵の具セット、アサガオの鉢などを持って京急バスに乗ることは、安全確保ができているとは思いません。

学区についてもそうですが、ここまでの想像をしながら、安全確保だけではなく他の事項も対策だったり、調整だったりということ、学校の統合が決まったこれからの一年間で考えていかなければならないと思います。

これからが調整の本番だと思っていますので、教育委員会の方々や、市の方々もそういった考えを持っていただいて、保護者や地域、学校の先生との調整を進めていただけるとありがたいと思います。

そういった想像ができて、細かいところまで安心して、保護者が長浦小学校に通わせられると思えば、学区の話も解決するのではないかと思います。

保護者、地域の方も含めて納得できるように、細かい面まで調整ができればと思っていますので、お力添えいただければと思います。

○大堀教育政策課主査（事務局）

これからが本番だと思っていますので、細かい部分までしっかり考え、配慮し、皆さまのご協力をいただきながら対応したいと思います。

○委員

長浦小学校が安針台に移設した当時、吉倉町の方の動きはどうだったでしょうか。

現在はほとんどが長浦小学校に通っていると聞いています。

○委員

実数は分かりませんが、吉倉町の多くの方が長浦小学校に通っている状況だと思います。

○委員

それは、先ほどの話と同じようにお伺いして、許可を受けて、長浦小学校ということになっているのですか。

○委員

同じです。最初は逸見小学校という通知が届き、その後、保護者の方が教育委員会で手続きをしています。

○委員

理由は距離的なことですか。

○委員

先ほどと同じく、理由は学校では分かりません。

○委員

学区について、自由に選べるわけではないということは確かですが、人間関係、兄弟関係といったところの中で、教育委員会が配慮して指定変更するという形がとられています。

そのような形でやることによって、その学区でない生徒が田浦中学校に来ることもあるし、田浦中学校の学区の生徒が他の学校へ行くこともあります。

ただ、子どもたちの様子を見ていると、その学区ではないのに田浦中学校に来ている生徒が、放課後に自分の学校の友達となかなか関われないということが出てきます。

そのような部分では、学区変更というのはそんなに簡単なものではなく、慎重にやっていただきたいという思いがあります。

あくまでも長浦小学校と田浦小学校の学区を統合するということであるならば、決められた学校に行っていただいて、その地域で育つということが大事だと思います。

そういった学区の大切さのようなことを、保護者の皆さまに伝えていただきたいと思っています。

中学校としてもそのようなことがあったので、何度かお話しはしています。

指定変更の規定がある以上、保護者に指定変更してはいけません、とは言えませんが、学区の大切さということは、ぜひ伝えていただきたいと思います。

通学の安全確保についてですが、バスで通えるから良いということではないと思います。

地域コミュニティ支援課によるスクールコミュニティという形で、いわゆる地域の協議会のようなものを立ち上げて、学校と連携して何ができるかということをやっているはずです。

そのようなものをうまく使いながら、市がリーダーシップをとって、その地域の方で、地域と学校でどのようなことができるかという検討を、馬堀地域ではやっていると思います。

市がリーダーシップをとりつつ、市に全て任せるのではなく、地域にいる我々自身も一緒になって、安全を守るためにどうすれば良いかということを考えていくべきだと思います。

す。

田浦中学校として、田浦小学校と長浦小学校が統合するためにどのようなことが必要なのかを考えていきたいと思ひますし、市がリーダーシップをとっていただきますが、私たち自身も、何ができるかを考えていかなければ、子どもたちの安全にはならないと思ひます。

そうしたことも念頭に置いていただき、そのような動きを作っていただけると、私自身も一緒になって、このまちの安全を考えることができると思ひますので、ぜひお願いしたいと思ひます。

○大堀教育政策課主査（事務局）

資料では通学の安全確保について、路線バスの通学費の助成ということが記載されていますが、これはあくまでも安全対策の一つです。その他にも、委員がおっしゃっていたような必要な対応というのはいろいろとあると思ひますので、それは対応したいと考えています。

○委員

保護者の方と話している中で出るのは、通学の他に放課後の過ごし方についてです。

前回の地域別協議会で放課後の学童や子ども教室について話をした時に、迎えに行くのは保護者の責任という回答がありましたが、そのようなことではなく、お願いがあります。

市内の全小学校に放課後子ども教室が設置されるよう進んでいる中で、この統合に関わっている4校については、結果が出るまで先延ばしにしていました。

校舎を使う方だけに作るのではなく、地域の子どもたちなので、できれば田浦地域にも、小学校がなくなったとしても放課後子ども教室を作っていただいて、そこに子どもたちが帰ってきて、そこで放課後を過ごして、そこに保護者がお迎えに来るというような対応もしていただきたいと思ひます。

○大堀教育政策課主査（事務局）

放課後の対策は重要だと思います。

学校内ということではありませんが、跡地の利用の検討の部類に入ると思ひますので、そのようなご提案があったということでお預かりし、今後の跡地の検討に生かしたいと思ひます。

○委員

通学に関して、朝の登校の時間に子どもたちを見守ってほしいというようなことになった場合に、PTAは全員が入っているわけではなく、入りたくない人は入らないという状況になっているので、PTAの方でお願いしますと言われても、非常に難しい状況です。

男女関係なく、お子さんが出る時間よりも早い時間に出勤されている方も多く、その時間に朝の見守りができるという方は非常に少ない状況だということを、改めてこの場でお伝えします。

長浦小学校の朝の見守りも、夏休みや春休み、冬休みが終わった後の3日間、年間で9

日間しか行っていないにも関わらず、ボランティアとして出てくださいっている方は少ないです。

長浦小学校は見守り隊というお年寄りの方々も協力してくださっていますが、そういった方々の協力がないと難しい状況になっています。

もちろん自分の子どものことなので、協力してくださる方もいますが、そういった時間に見守れる保護者は少ないというのが現状ですので、そのことを知っていてほしいと思います。

○大堀教育政策課主査（事務局）

そのような状況については、学校運営協議会と話し合いながら、どこの部分ができるのか、どこの部分が足りないのか、どういった対応が必要なのかということを検討し、対応していこうと思います。

○委員

通学路の心配というのはあると思っています。

保護者の方の生の心配の声というのが、一番反映されて、網羅されていかなければいけないと感じています。

ボランティアの見守り隊のお話がありましたが、私は田浦小学校に子どもが通っており、年に数回、社会館の前に立って通学路を見守るボランティアを行っています。

バス停からバスに乗って学校に行く際は、おそらく池ノ谷戸と田浦郵便局のバス停から乗って、田ノ浦のバス停で降りて安針台を上がっていくことになると思います。その長い通学路の中では、子どもにとって想定していなかったことが起こります。

例えば、バスに乗り遅れてしまった1年生が学校に到着していないとか、通学路の途中でけがをして困っている子がいるという時に、見守り隊だけでどこまで責任がとれるのかということであったり、家に連絡をしても保護者は仕事に行っていて連絡がつかない、といった学校の先生の負担もあると思います。

そのような想定も、親として心配すると入ってきます。

上級生と下級生と一緒に通学していて、下級生に何かあったときに上級生が責任を感じなければいけない状態というような、いろいろな想定があることを知っていただいて、保護者の方の生の心配というのもたくさん聞いていただいて、一年間という期間で、安全に子どもたちが心配なく通学できるようにしてもらいたいと思っています。

保育園に勤務していて、今の年長の子どもたちがあと数ヶ月で学校に行くと考えたときに、目の前に学校があったとしても心配でたまらないという保護者の方ばかりです。

保育園は特に、車で送り迎えをしている子どもたちがたくさんいるので、自分で外を歩くところから始めることとなります。その子どもたちが安全に通えるということを心から願っていますので、よろしくをお願いします。

○大堀教育政策課主査（事務局）

保護者の皆さまの実態に沿ったご心配をいただきましたので、そこについては極力対応したいと考えています。

今後ともご意見をいただければと思います。

○委員

「路線バスの通学費の助成を基本とし」と書いてあります。

ランドセルを背負った子どもが路線バスに乗るといふことの不安があります。

以前の地域別協議会でスクールバスのお話が出ていたはずですが、どういった話が出ていたのか、それともスクールバスはそもそもできないというお話なのか、伺いたいと思います。

○大堀教育政策課主査（事務局）

これまで、通学の安全策については、通学の補助とスクールバスが大きな話だったと思います。

審議会において、スクールバスだと学校行事等に対応できないのではないかというご意見がありました。

子どもが自主的な活動の際に、放課後に残って活動したいといった場合などに、スクールバスの時間が決まっているがためにそれができないということになってしまう、ということや、乗り遅れた場合の対応の部分についてのご意見がありました。

また、公共交通機関には心配な面もありますが、社会と触れる機会があり、社会勉強になるのではないかというご意見もあり、スクールバスよりも通学補助の方が柔軟に対応できるという考えから、通学の補助を基本とするという方針になっています。

○委員

小学校1年生にそのような社会勉強は必要ないと思います。

スクールバスであれば、運転手に挨拶ができますし、自主的な活動というのは今のご説明だと分かりません。

乗り遅れた場合については、路線バスも変わりはありません。京浜急行も随分本数が少なくなつて20分に一本の状況ですし、下校の時間には、横須賀の方から帰ってくるお年寄りも多く、小学生が乗れないというような状況も起こり得ると思います。

そのため、路線バスを利用するのが基本となっていますが、それとあわせて、スクールバスは改めて検討すべきことだと思います。路線バスだけでは、お金が出たとしてもどうか、ということになると思いますので、スクールバスを再度検討していただきたいと思います。

○大堀教育政策課主査（事務局）

それぞれメリットとデメリットがありますので、ご意見としてお預かりしたいと思います。

○委員

資料の12ページですが、地域別協議会を進めてきた中で、統合について反対という意見がほとんどだったと思います。

まだまだそういった気持ちでいらっしゃる方がいると思うので、これから統合に向けてのスケジュールに合わせて活動していく中では、その方々の声が非常に障害になると思っ

ています。

進めていく上で、このような声に対しての返答が難しく、聞いているだけということになってしまいます。

教育委員会の方で説明会を行うと思いますが、そういった声に対する手だてのようなものを考えておいていただければと思います。

町内でそういった声の方がいらっしゃると、進めることができないという状況があるのではないかと思いますので、お願いします。

○大堀教育政策課主査（事務局）

統合に反対する方はいらっしゃると思いますし、長年地域を支えてきた学校がなくなるわけですから、心情の部分もあると思います。

地域別協議会は最後ということになりますが、ご意見は常時受け付けていますので、そういった声は全て教育委員会にお寄せいただければと思います。

地域説明会も行っていきますし、メールや郵送、ファックス等でもご意見を伺います。跡地の話も入ってくると思いますので、それらについては地域の意見を聞く場を設けます。

そのような形で、皆さまのご意見を伺いながら、丁寧に進めていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○委員長

今後の進行を再確認したいと思います。

地域別協議会は本日をもって終了ということですが、このように決定しました、これでスタートします、というようなことは、両校の学校運営協議会で提示されるという考えでよろしいでしょうか。

○大堀教育政策課主査（事務局）

今後、必要な調整事項は合同の学校運営協議会で話し合っていきたいと思います。

その中で話し合われた内容は、これまでの協議会ニュース等のような形で周知しながら、さらにご意見をいただきつつ、対応を検討していくという考えです。

○委員長

地域別協議会として開催することはないが、学校運営協議会の中で出てきたものは文書で届き、それに対しての意見は述べることができるし、それが見える形になっていくという解釈でよろしいですか。

○大堀教育政策課主査（事務局）

そのとおりです。

統合に向けた調整というのは学校運営協議会でいきますし、別途、跡地の利用については財務部が主導になって検討していきますので、ご意見を伺う場というのは設けられません。

そのような形でご意見を伺いながら進めていくということです。

○委員長

両校の学校運営協議会の設置について、今まではそれぞれの学校長からご連絡をいただいていたのですが、合同になった時にはどのような形になりますか。

○大堀教育政策課主査（事務局）

合同の学校運営協議会については、教育委員会が事務局となって連絡調整や庶務等を行っていききたいと思います。

大変ご負担をおかけして申し訳ありませんが、来年度におきましては通常の学校運営協議会に加えて合同の学校運営協議会という開催の形になりますので、ご協力いただければと思います。

○委員長

それでは、第8回田浦地域小中学校教育環境整備検討協議会は終了とします。
進行を事務局にお返しします。

○飯田教育政策課長（事務局）

それでは、事務局から連絡事項についてご説明いたします。

本日の会議録についてです。確認用の会議録が作成できましたら、お送りいたします。

内容をご確認いただき、修正がある場合には、送付文に記載の期日までに、事務局へご連絡ください。修正しました会議録を皆さまへお送りし、ホームページ等で公開いたします。

次に本協議会についてですが、本協議会は本日で終了となります。今後、必要な調整や情報共有等は、本日、ご説明したとおり、合同の学校運営協議会において行っていきます。

委員の皆さま、2年間、誠にありがとうございました。

最後に、教育総務部長の古谷からご挨拶申し上げます。

○古谷教育総務部長（事務局）

8回にわたり、地域の子どもたちの教育環境のために、ご意見をいただきましてありがとうございました。

解決していかなければならない課題はたくさんあります。

通学の問題、学校名の検討、さらに長浦小学校については受け入れ側ということでの施設の整備等も来年度に向けてやっていかなければならないと考えています。

また、両校の子どもたちの交流についても、事前に十分行った上で統合を迎えたいと考えていますので、それらについても、教育委員会一丸となり、全力でサポートしていく所存です。

子どもたちや学校は統合に向けて動き出していますので、皆さまも温かい応援をお願いできればと思っています。今後ともよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○飯田教育政策課長（事務局）

以上で第8回田浦地域小中学校教育環境整備検討協議会を終了します。